

教育委員会会議 定例会

令和 2 年 9 月 16 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

第 21 号 山梨県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

第 22 号 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機  
関の職員の駐在に関する規程

## 2 報 告 事 項

( 6 ) 令和3年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査について

## 3 その他報告

な し

議案第21号

山梨県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

提案理由

やまなし幼児教育センターにおける事務を処理するため、職員を駐在させる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 規則の概要

教育庁総務課

教育庁義務教育課

題名	山梨県教育庁組織規則等の一部を改正する規則
趣旨	やまなし幼児教育センターにおける事務を処理するため、職員を駐在させる必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和2年10月に設置する「やまなし幼児教育センター」においては、幼稚園教諭、保育士等の保育者や小学校教諭を養成する大学等と連携し、保育者等の人材育成、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた事業、幼児教育の質や効果等に関する調査・研究を行うが、これらを効果的に実施するためには、同センターを大学等の構内に設置し、幼児教育を担当する義務教育課の職員を駐在させ、専門知識を有する大学教授等と日常的に協議を行えるよう体制整備を行う必要がある。</li><li>○ 職員の駐在は、組織規則における例外として、既存の組織の場所以外で行う特殊な形態である。</li><li>○ このため、関係する組織規則に組織の例外として、職員の駐在を位置づける必要がある。</li></ul> <p>2 規則の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 組織規則に定める場所以外の地に職員を駐在させ事務を処理させることができるよう組織の例外を規定する。</li></ul>
施行期日	公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
留意点	なし
参考事項	なし

の	二)	」	に 改 め る。	目 次 中 「第五節 担当の設置 (第二十条)」	の よ う に 改 正 す る。	第一 条	(山 梨 県 教 育 府 組 織 規 則 (昭 和 六 十 年 山 梨 県 教 育 委 員 会 規 則 第 七 号 )	山 梨 県 教 育 府 組 織 規 則 の 一 部 改 正 )	山 梨 県 教 育 府 組 織 規 則 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	山 梨 県 教 育 委 員 会 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 次 の よ う に 定 め る。	山 梨 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号 日
---	----	---	-------------------	---	---------------------------------------	---------	---	--	---	---	---

第二章に次の一節を加える。

## 第六節 組織等の特例

(職員の駐在)

第二十条の二特別の事務で、

いと認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在さ

せて処理させることができる。

(山梨県総合教育センター管理規則の一部改正)

第二条 (山梨県総合教育センター管理規則(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九号)

（組織等の特例）の一部を次のように改正する。  
第三条及び第四条を次のように改正する。  
第三条の一部を次のように改正する。  
（組織等の特例）の事務で、この規則で定める組織により處理することが適當でないと認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させることが適當である。  
（組織等の特例）の事務で、この規則で定める組織により處理することが適當でないと認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させることが適當である。

められるるものについでは、この規則で定める組織により處理することが適當でないと認められるものについては、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させることが適當である。

第	第三	(山	第四	理
第	条	梨	条	させ
十	（山	県	立	ること
三	梨	立	学	が
条	う	高	校	で
の	に	等	管	き
次	改	学	理	る。
に	正	校	規	
次	す	学	則	
の	る。	則	（一	
一		（	昭	
条		昭	和	
を		和	三	
加		三	十六	
え		六	年山	
る。		年	梨	
			県	
			教	
			育	
			委	
			員	
			会	
			規	
			則	
			第四	
			号）	
			の一部	
			を	

第十三条の二 特別の事務で、必要と認められるものについては、別に定めること

この規則は、により所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

附 則

公布の日から施行し、

令和二年四月一日から適用する。

山梨県教育厅組織規則新旧対照表（第第一 条目関係）

新

目次

第一章 略

第二章 組織及び所掌事務

第一節～第四節 略

第五節 担当の設置（第二十条）

第六節 組織等の特例（第二十条の二）

第三章～附則 略

第一条～第二十条 略

第二章 組織及び所掌事務

第一節～第五節 略

第六節 組織等の特例

（職員の駐在）

第二十条の二 特別の事務で、この規則で定める組織により処理  
することが適当でないと認められるものについては、別に定め  
ることにより所要の地に職員を駐在させて処理させることができる。

旧

目次

第一章 略

第二章 組織及び所掌事務

第一節～第四節 略

第五節 担当の設置（第二十条）

第三章～附則 略

第一条～第二十条 略

第二章 組織及び所掌事務

第一節～第五節

第六節 組織等の特例

山梨県総合教育センター管理規則新旧対照表（第一条未関係）

	新	旧
第一条～第二条 略 （組織等の特例）		
第三条 特別の事務で、この規則で定める組織により 処理することが適当でないと認められるものについては、別に 定めることにより所要の地に職員を駐在させて処理させること ができる。	第一条～第二条 略 （組織等の特例）	第三条及び第四条 削除

山梨県立学校管理規則新旧対照表（第二十二条関係）

新	旧
(職員の駐在) 第十二条の二 特別の事務で、必要と認められるものについて は、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理 させることができる。	

山梨県立高等学校学則新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>第十三条の二 特別の事務で、必要と認められるものについて は、別に定めるところにより所要の地に職員を駐在させて処理 させることができる。</p>	

## 議案第22号

・山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程

### 提案理由

やまなし幼児教育センターにおける事務を処理するため、職員を駐在させる必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

## 訓令の概要

### 教育庁総務課 教育庁義務教育課

題名	山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程
趣旨	やまなし幼児教育センターにおける事務を処理するため、職員を駐在させる必要がある。
内容	<p>1 訓令制定の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年4月、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することを目的とした子ども・子育て支援新制度が開始され、学校教育を所管し専門性を有する教育委員会が積極的に制度に関与することが求められた。</li> <li>○ 平成29年度には、幼稚園教育要領、保育所保育指針等の同時改訂がなされ、幼稚園・保育所・認定こども園の種類にかかわらず、3歳以上の幼児期の教育内容の共通化が図られ、幼児教育の質の向上及び小学校教育との円滑な接続に努めることが求められた。</li> <li>○ 本県では、令和元年度に策定した「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」において、施設の種類を超えて一体的な幼児教育推進体制の充実を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取組の推進することとした。</li> <li>○ これらを踏まえ、令和2年10月、幼児教育を一体的に推進する「やまなし幼児教育センター」を設置する。</li> <li>○ やまなし幼児教育センターにおいては、幼稚園教諭、保育士等の保育者や小学校教諭を養成する大学等と連携し、保育者等の人材育成、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた事業、幼児教育の質や効果等に関する調査・研究を行う。これらを効果的に実施するためには、幼児教育センターを大学等の構内に設置し、幼児教育を担当する義務教育課の職員を駐在させ、専門知識を有する大学教授等と日常的に協議を行えるよう体制整備を行う必要がある。</li> <li>○ 職員が駐在する大学等については、教育、人材育成、研究等を円滑に実施できる仕組みとして令和元年5月に締結した「山梨県、国立大学法人山梨大学及び公立大学法人山梨県立大学の連携協力に関する協定書」を活用し、県内における小学校教諭等の人材育成の中心的な役割を担う山梨大学とする。</li> <li>○ やまなし幼児教育センターへ職員を駐在させるにあたっては、駐在に関する規程の整備が必要となることから本訓令を制定する。</li> <li>○ その他、職員の駐在に関し、所要の規定の整備を行う。</li> </ul> <p>2 訓令の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員を駐在させて処理させる事務、駐在させて処理させる職員の所属及び駐在場所を定める。</li> <li>○ 駐在の命令等を行う者等を定める。</li> </ul>
施行期日	<p>1 公布の日から施行する。ただし、やまなし幼児教育センターに関する規定は、令和2年10月1日から施行する。</p> <p>2 やまなし幼児教育センターに関する規定を除き、令和2年4月1日から適用する。</p>

山梨県教育委員会訓令甲第号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程を次のように定める。

令和二年九月一日

山梨県教育委員会  
教育長

県立県総合教育センター  
中学校一般所

(趣旨) 駐在に関する規程を次のように定める。  
山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の駐在に関する規程を次のように定める。

る	所	第	規	第一	第一条
る	所	三	則	二	この訓令は、山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）
所	属	条	第	十	第十二条の二、山梨県総合教育センター管理規則（昭和四十六年山梨県教育委員会規則第三号）
機	機	（駐	四	九	第三条、山梨県立学校管理規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）
関	員	在の命	驻	九	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第九号）
の	員	令等）	在	三	十三条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）
長	を	（以下「所	理	三	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号）
が	駐	属機関	事	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
発	在	（以下「駐在職員」）	務	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
す	さ	）と	及	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
る。	せ	いう。）	び	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
命	命	（以下「所	駐	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
令	令	属機関	在	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
（	を	）と	場	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
解	解	いう。）	所	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
除	除	及び	は、	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
す	す	（所	別	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
命	命	属する事務局	表	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
令	令	（課若しくは事務所又	に定めるとおりとす	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
を	を	）	並びに駐	六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
含	含	）		六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
む。	む。）			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
は、	は、			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
當	當			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
該	該			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
職	職			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
員	員			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
の	の			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
所	所			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
属	属			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）
す	す			六	十二条の二及び山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第六号）

2

い。  
。

前項の命令を発した所屬機関の長は、その旨を教育委員会に報告しなければならぬ。

別表(第二条関係)

(施行期日等)

1月一日から施行する。

この訓令は、公布の日から施行する。

2月一日から施行する。

別表二の項から五の項までの規定は、令和二年四月一日から適用する。

別表一の項については、令和二年十

駐在職員の所属機関

教育庁義務教育課

三二一教育庁生涯学習課

中北教育事務所

課程、甲府市立小学校・中学校における教育に関する相談業務

子育てなどに關する相談業務

幼稚児教育の一体的な推進に関する業務

駐在場所

目甲府市丸の内一丁目

甲府市朝氣一丁目

甲府市武田四丁目

四  
総合教育センター

五  
笛吹高等学校

る専門的事項の指導に関する業務

不登校児童生徒等に対する指導に関する業務

農場管理に関する業務

笛吹市石和町中川

笛吹市石和町市部

報告事項 6

(令和2年9月16日 定例教育委員会)

課名	高校教育課
----	-------

件名	令和3年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査について
経緯	<p>昨年度の状況 令和2年度採用山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査 (令和元年度実施)</p> <p>1 選考検査種別 実習助手（工業）（理科） 寄宿舎指導員</p> <p>2 願書の提出期間 令和元年10月21日（月）～10月24日（木） (10月22日を除く)</p> <p>3 検査 令和元年11月 9日（土）・10日（日） 山梨県立甲府第一高等学校</p> <p>4 検査通過者発表 令和元年12月20日（金）</p>
内容	<p>令和3年度採用 山梨県立学校実習助手、寄宿舎指導員選考検査実施要項の概要</p> <p>1 受検資格  <input type="checkbox"/> 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者  <input type="checkbox"/> 昭和46年4月2日以降に出生し、高等学校卒業以上の学歴を有する者     </p> <p>2 選考検査種別 実習助手（農業）（工業）（理科） 寄宿舎指導員</p> <p>3 採用予定数 いずれも若干名</p> <p>4 願書の提出期間及び提出先 期 間 令和2年10月19日（月）～10月21日（水） 提出先 教育庁高校教育課</p> <p>5 検査 期 日 令和2年11月7日（土）・8日（日） 会 場 山梨県立甲府工業高等学校 内 容 一般教養、専門教養、適性検査、作文、面接</p> <p>6 通過者発表 令和2年12月下旬</p> <p>7 その他</p> <p>① 加点対象免許資格 実習助手（農業）：高等学校「農業」教諭免許、専門分野の免許資格 実習助手（工業）：高等学校「工業」教諭免許、専門分野の免許資格 実習助手（理科）：高等学校「理科」教諭免許、専門分野の免許資格 寄宿舎指導員：特別支援学校教諭免許、専門分野の免許資格</p> <p>② 令和3年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項 及び願書等は、令和2年10月上旬から配付予定</p>

